

誓 約 書

私は、

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は古物営業法第31条に規定する罪若しくは刑法第235条（窃盗）、第247条（背任）、第254条（占有離脱物横領）若しくは第256条第2項（盗品有償譲受け等）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則第1条各号に定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 5 住居の定まらない者
- 6 古物営業法の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 古物営業法の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に古物営業を廃止したとの理由により許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 8 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 9 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人が前記1～8のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

滋 賀 県 公 安 委 員 会 殿

誓 約 書

私は、

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は古物営業法第31条に規定する罪若しくは刑法第235条（窃盗）、第247条（背任）、第254条（占有離脱物横領）若しくは第256条第2項（盗品有償譲受け等）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則第1条各号に定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 5 住居の定まらない者
- 6 古物営業法の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 古物営業法の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に古物営業を廃止したとの理由により許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 8 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

滋 賀 県 公 安 委 員 会 殿

誓 約 書

私は、

- 1 未成年者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は古物営業法第 31 条に規定する罪若しくは刑法第 235 条（窃盗）、第 247 条（背任）、第 254 条（占有離脱物横領）若しくは第 256 条第 2 項（盗品有償譲受け等）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 4 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則第 1 条各号に定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 3 年を経過しないもの
- 6 住居の定まらない者
- 7 古物営業法の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）
- 8 古物営業法の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に古物営業を廃止したとの理由により許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して 5 年を経過しないもの
- 9 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

滋 賀 県 公 安 委 員 会 殿